

# 代理人による電子署名についての考察

2023年10月19日

宮内・水町IT法律事務所

弁護士 宮内 宏

# 代理人署名と署名代行

- 代理人署名と署名代行は区別して議論すべきである。
  - 本検討会の主要な議論は、代理人署名に関するもの。
- 代理人署名（代理人による代理人名義の署名）
  - 代理権を持つ代理人が、代理人名義の署名を行うこと。
  - 例：代表取締役ではなく、代理人「甲野太郎」名義の電子署名を行う。
    - ◆ ○○株式会社 代理人 甲野太郎（委任状がある場合など）
    - ◆ ○○株式会社 関西支社長 甲野太郎（関西支社長の業務に属する契約の場合）
- 署名代行（代行署名）
  - 本人名義の電子署名の実行を他人に代行させること。
    - ◆ 印章については、よく行われている。たとえば、総務部長が代表者印を預かっていて、代表者の決裁があれば、総務部長において押印を行う（通常、総務部長には契約権限はなく、押印の代行だけを行っている。つまり、代理人や委任状の問題ではない）。
    - ※ 民事訴訟法228条4項には、代理人による本人名義の押印が規定されているが、電子署名法3条にはそのような規定はないので「代理人による本人名義の電子署名の実行」は法律上の根拠がない。
  - 現実には、本人のICカード、認証情報(PW等)などを代行者に渡して使わせることが行われているようである。PW等を代行者と共有することにはセキュリティ等の危険があるため、こうした実施を許容してはならない。
  - 安全な署名代行を実現するにはそのための措置が必要であり、これは委任状法とは別に検討すべき課題である。

# 使用人の包括的代理権による契約 (肩書の確認方法)

## ■従来の押印による場合

- 物理的交流があり、名刺等を受け取っている場合が多い。
- 名刺・面談等により、押印担当者(たとえば部長)がその地位にあることを、しかるべきレベルで確認しているものと思われる。
- 組織名の印章を用いるなど、組織管理に基づく押印と思われるケースも多い。

## ■電子取引の場合

- 物理的に会っていない場合など、相手方に対する確認が不十分なケースがありうる。
- こういう場合でも、社員証的な電子委任状(電子証明書方式で、委任権限として肩書が書かれているもの)を用いれば、「電子証明書＋名刺」のように利用できる。

# 作成名義人と押印・電子署名の名義人

## ■ 織田信長社長，羽柴秀吉営業部長 という状況を想定

● 営業部長が契約権限を持っている状況(そのような契約締結)を考える。

※ 織田信長の印は「〇〇株式会社 代表取締役之印」，羽柴秀吉の印は「〇〇株式会社 営業部長之印」でもよい。

	作成名義人（意思表示の名義人）	押印・電子署名の名義
○	「〇〇株式会社 代表取締役 織田信長」	織田信長の印 又は 織田信長の電子署名
○	「〇〇株式会社 代表取締役 織田信長 代理人 羽柴秀吉」 又は 「〇〇株式会社 営業部長 羽柴秀吉」	羽柴秀吉の印 又は 羽柴秀吉の電子署名
×	「〇〇株式会社 代表取締役 織田信長」	羽柴秀吉の印 又は 羽柴秀吉の電子署名

※ 最後のものは、「織田信長<sup>羽柴</sup>」という押印に相当するので、不適當である。契約書の押印欄に、その欄に記載の者と異なる押印があることになる。この押印・電子署名では、「作成名義人 織田信長」の意思表示を基礎づけるものにはならない（織田信長に関する真正な成立は推定されない）。

# 押印・電子署名の実行者

- 民事訴訟法228条4項は、代理人による、本人印章の押印を想定している(「本人又は代理人の署名又は押印」による推定を規定)。
- 電子署名法3条は、代理人による、本人名義の署名を想定していない(「本人による電子署名」による推定のみを規定)
- 本人名義の電子署名を他人が行う場合(署名代行＝総務部長に代表者印を管理・押印させることに相当)には、契約に係る代理権は問題にならない(代理人による電子署名は想定されていないため。総務部長に契約権限があるわけでもない)。署名代行をどのように行うかの問題となる。メアドやPWの共有は、セキュリティ的に危険であり避けるべき。リモート署名の場合、方法によっては、安全かつ有効な署名代行の可能性はある。

押印				電子署名			
	作成名義人	印章	押印者		作成名義人	電子署名の名義	電子署名実行者
○	織田社長	「織田」	織田	○	織田社長	織田	織田
○	羽柴部長	「羽柴」	羽柴	○	羽柴部長	羽柴	羽柴
○	織田社長	「織田」	代理人 羽柴	×	織田社長	織田	代理人 羽柴

代理人による、本人印章による押印が想定されている。

電子署名については、代理人による本人署名は想定されていない。代理人の問題ではなく、署名代行の問題としてとらえるべき